

## 解説 マイナンバー

①

平成28年1月から「社会保障・税番号制度」（マイナンバー制度）がスタートする。行政だけでなく、民間企業も従業員などの番号を取り扱うため、民間企業はマイナンバーへの対応が急務となっている。本稿では、マイナンバー制度の概要、民間企業の対応策などについて解説する。

民間企業で必須となる3つのマイナンバーへの対応

- ①個人番号の収集（本人確認）
- ②個人番号の保管
- ③帳票への個人番号の記入と行政機関などへの提出

員に「個人番号」（法人番号）人には「法人番号」）を付して、行政手続きなどで利用する制度である。これにより、行政機関が保有する社会保

障関係の書類に、順次個人番号・法人番号を記載することが求められるようになる。従って、民間企業で、必要がある。つまり、

この個人番号と特定の個人番号を記載したり、税務署や都道府県に提出する源泉徴収カードが郵送されることで通知される。

行政機関などに個人番号を記載した書面を提出するためには、個人番号をその内容

面以外で、個人番号を

# 企業の対応は急務

①従業員・扶養親族、株主、取引先（支払調査）による個人番号を提出する取引先の個人番号などから個人番号は、住民票の氏名・電話番号といった情報に個人番号が加わると「特定個人情報」になる（個人情報の定個人情報の第三者への提供、収集、保管も全般に適用する）。

この個人番号と特定の個人番号を記載したり、税務署や都道府県に提出する源泉徴収カードが郵送されることで通知される。

行政機関などに個人番号を記載した書面を提出するためには、個人番号をその内容

面以外で、個人番号を

行政機関などに個人番号を記載した書面を提出するためには、個人番号をその内容

面以外で、個人番号を

行政機関などに個人番号を記載した書面を提出するためには、個人番号をその内容

面以外で、個人番号を

行政機関などに個人番号を記載した書面を提出するためには、個人番号をその内容

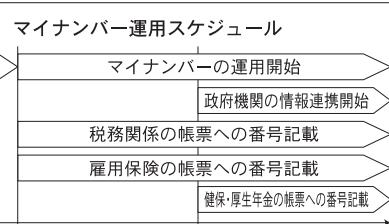
面以外で、個人番号を

行政機関などに個人番号を記載した書面を提出するためには、個人番号をその内容

面以外で、個人番号を

行政機関などに個人番号を記載した書面を提出するためには、個人番号をその内容

面以外で、個人番号を



面以外で、個人番号を

行政機関などに個人番号を記載した書面を提出するためには、個人番号をその内容

面以外で、個人番号を

行政機関などに個人番号を記載した書面を提出するためには、個人番号をその内容

面以外で、個人番号を

行政機関などに個人番号を記載した書面を提出するためには、個人番号をその内容

面以外で、個人番号を

行政機関などに個人番号を記載した書面を提出するためには、個人番号をその内容

面以外で、個人番号を